

宮 地 第 1 号  
令和 4 年 4 月 8 日

(一社) 宮崎県建築士事務所協会 御中

国土交通省 大阪航空局  
宮崎空港事務所  
(公印省略)

空港周辺における航空法等に定める建造物等設置の制限について  
(宮崎空港の制限表面制度に関する協力依頼)

平素は、宮崎空港の管理、運用にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

空港周辺では、航空機が安全に離着陸するために空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があることから、航空法第49条第1項に基づき、建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した【制限表面】を設定しております。

また、宮崎空港には、無線により航空機の航行を援助するための【航空保安無線施設】が設置されております。これらの近傍に大型建造物や無線施設が設置されると、電波障害による性能低下を引き起こす可能性があり、性能が低下すると航空機の航行の安全性確保に重大な影響を及ぼすため、物件の設計段階でご協力をお願いすることがあります。

つきましては、(貴会、貴組合)における本制度の周知につきご協力いただけますようお願い申し上げます。

(担当)

宮崎空港事務所 地域調整官

TEL : 0985-51-3223

Email : cab-miyazaki-chiiki@mlit.go.jp

[添付資料]

【制限表面】に関する資料

- ①航空法第49条、第56条の3抜粋
- ②高さ制限のお知らせとお願い(イラスト)
- ③空港制限表面区域図(宮崎空港事務所からのお知らせ)
- ④「空港周辺における建物等設置の制限」(パンフレット)
- ⑤大阪航空局H制度関連ページ(URL)

<https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html>

【航空保安無線施設】に関する資料

- ⑥電波障害物件の情報提供について(お願い)